

改正フロン排出抑制法に関する説明会のお知らせ

環 境 省
経済産業省

1. 説明会の目的と概要

令和2年4月に施行される、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律について、その内容を広くお知らせするため、全国で説明会を開催します。本説明会では、改正内容について説明し、改正フロン排出抑制法における関係者の役割を解説するため、2019年11月15日（金）～2020年1月15日（水）の間に、主に業務用冷凍空調機器のユーザーを対象とする説明会を12回、主に建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者を対象とする説明会を7回、全国で開催いたします。（詳細は5. をご確認ください。）

2. 説明会の内容（予定）

【業務用冷凍空調機器のユーザー向け】

- ・フロンを取り巻く動向、改正フロン排出抑制法の概要（共通）
- ・改正フロン排出抑制法における管理者（ユーザー）の責務
- ・質疑応答

【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け】

- ・フロンを取り巻く動向、改正フロン排出抑制法の概要（共通）
- ・改正フロン排出抑制法における建物解体業者の責務
- ・改正フロン排出抑制法における廃棄物・リサイクル業者の責務
- ・質疑応答

3. 申込要領

○参加費：無料

○主な対象者：

【業務用冷凍空調機器のユーザー向け】

業務用の冷凍冷蔵機器・空調機器のユーザー等

例) 食堂、レストラン、ホテル、旅館、病院等における当該機器管理者など

【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け】

業務用の冷凍冷蔵機器を取り扱う建物解体業者、廃棄物・リサイクル業者等

○会場・日程：次頁の一覧をご確認ください。

○お申込み：

下記の申込みウェブサイト（申込みフォーム）よりお申し込みください。

<http://www.mri.co.jp/semifuron201911/>

4. お問い合わせ先

株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー事業本部

「改正フロン排出抑制法に関する説明会」事務局

メール：freon-yokusei@ml.mri.co.jp / TEL : 03-6858-3134（平日 09:30～17:30）

5. 会場・日程

【機器ユーザー向け説明会】

都市	開催日時	会場
札幌	2019/11/26(火) 14:00～15:30	TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前 5階 チューリップ
仙台	2019/11/27(水) 10:30～12:00	仙台青葉カルチャーセンター 4階 403号室
東京	2019/11/15(金) 14:00～15:30	経済産業省 本館 地下2階 講堂 (満席)
	2019/11/21(木) 14:00～15:30	全日通霞ヶ関ビル 8F 大会議室 A (満席)
	2019/12/5(木) 10:30～12:00	経済産業省 本館 地下2階 講堂 (満席)
	2020/1/15(水) (調整中)	(開催場所決定次第申込開始)
名古屋	2019/12/4(水) 10:30～12:00	ダイテックサカエ 6F クリエイトホール (満席)
大阪	2019/11/20(水) 10:30～12:00	武藤記念ホール(国民會館)12階 大ホール (満席)
	2019/12/18(水) 10:30～12:00	武藤記念ホール(国民會館)12階 大ホール
広島	2019/12/11(水) 14:00～15:30	広島 YMCA 国際文化センター3号館 2階 多目的ホール
高松	2019/12/10(火) 14:00～15:30	香川県県民ホール(レグザムホール)4階 大会議室
福岡	2019/12/17(火) 10:30～12:00	八重洲博多ビル 11階 ホール A

【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会】

都市	開催日時	会場
仙台	2019/11/27(水) 14:00～15:30	仙台青葉カルチャーセンター 4階 403号室
東京	2019/11/18(月) 14:00～15:30	都道府県会館 1F 大会議室
	2019/12/5(木) 14:00～15:30	経済産業省 本館 地下2階 講堂
	2020/1/15(水) (調整中)	(開催場所決定次第申込開始)
名古屋	2019/12/4(水) 14:00～15:30	ダイテックサカエ 6F クリエイトホール
大阪	2019/11/20(水) 14:00～15:30	武藤記念ホール(国民會館)12階 大ホール
福岡	2019/12/17(火) 14:00～15:30	八重洲博多ビル 11階 ホール A

※変更の可能性がございますので、必ず申込みウェブサイト <http://www.mri.co.jp/semifuron201911/> を御確認の上、お申し込みください。



フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
**業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を
廃棄する際の規制が強化されました。**

機器は捨てるまできちんと管理を!

**機器を捨てる際にフロン類を回収しないと
即座に **罰金** が科せられます!**

フロン類を回収しないまま機器を廃棄すると、行政指導などを経ることなく
即座に刑事罰(50万円以下の罰金)の適用対象となります。

機器廃棄時には必ず充填回収業者にフロン類の回収を依頼してください。

**フロン類の回収が証明できない機器は
引取ってもらえません!**



廃棄物・リサイクル業者に業務用エアコン等の処分を依頼する際には、
引取証明書の写しを渡してください。

引取証明書 : 充填回収業者がフロン類を回収した際に発行する書面

**フロン排出抑制法の
対象となる機器**

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に
甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



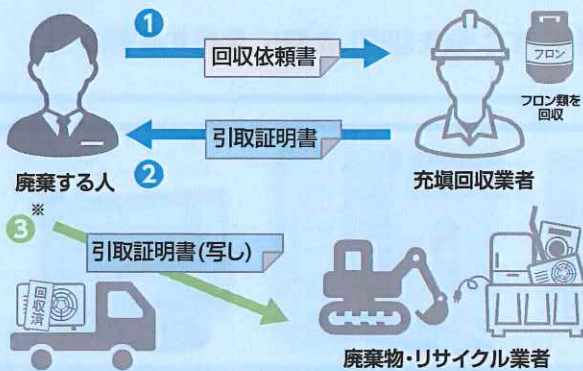
機器を **使用** しているとき

- 保有する**機器の点検**を実施してください。
 ※簡易点検：**すべての機器**に対し、3ヶ月に1回以上実施。
 定期点検：一定規模以上の機器に対し、1年又は3年に1回以上、専門業者に委託して実施。
- 改正** ● **点検の記録は、機器を設置してから廃棄した後も3年間保存してください。**
- フロン類の**充填・回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者のみ**行うことができます。
- フロン類の漏れいが見つかった場合、**修理なしでのフロン類の充填は原則禁止**です。
- 年間漏れい量が一定以上の場合、**国に報告**してください。(フロン類算定漏れい量報告・公表制度)

機器を **廃棄** するとき

- フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に依頼してください。
- 引取証明書(原本)は3年間保存してください。
- 改正** ● **廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡してください。**(下図左)
 ※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。(下図右)
- 改正** ● **解体工事の場合には、元請業者から事前説明された書面を3年間保存してください。**

フロン類の回収と機器の処分を **別の** 事業者に依頼する場合



※第三者を介して廃棄物・リサイクル業者へ機器を引渡す場合は、当該第三者(解体工事元請業者等)に引取証明書の写しを渡してください。

フロン類の回収と機器の処分を **同じ** 事業者に依頼する場合



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局
<http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>



環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室
 TEL:03-3581-3351(内線6753)



経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
 TEL:03-3501-1511(内線3711)



フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の 規制が強化されました。

2020年
4月施行

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



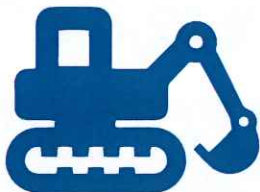
冷凍冷蔵用
ショーケース

など

建設・解体業者

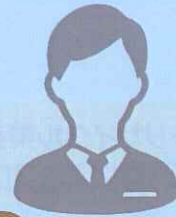
やるべきこと

- 1 解体する建物において業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面で発注者に説明。
改正点 その書面の写しを3年間保存。
- 2 フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者への
フロン類引渡しを受託した場合)
- 3 フロン類が回収されていることを確認し
廃棄物・リサイクル業者に
機器を引渡し。



**フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

工事の発注者



改正点

フロン類を回収しないまま
行う機器廃棄は即座に罰則。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら・・・

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

機器がある場合

機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

充填回収業者*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。
※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

引取証明書(写し)

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。

引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)

